

証券コード 3182

平成28年6月13日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田一丁目13番12号
オイシックス株式会社
代表取締役社長 高 島 宏 平

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後6時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前11時
（午前10時半開場予定）
2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号
きゅりあん（品川区立総合区民会館） 1階 小ホール
3. 目的事項
報告事項 第19期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.oisix.co.jp/Portals/0/ir/index.html>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

### 『当社商品・サービスの体験会のご案内』

本総会終了後に、株主の皆様へ当社商品及びサービスを体験し、当社へのご理解を深めていただく会を開催いたします。

ご多忙とは存じますが何卒多数の皆様のご出席を賜りますようお願い申し上げます。なお、託児室をご用意しておりますので、小さなお子様をお持ちのお母様も是非お越しください。詳細につきましては、以下のURLからご確認ください。

<http://www.oisix.com/kabunushisoukai>

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな景気回復基調で推移したものの、世界経済の下振れリスクなど不透明感が懸念されております。個人消費におきましては、お客様の選別の目が一層厳しくなる傾向が顕著になってきております。

当社の主たる事業領域である安全性に配慮した食品業界を巡る動きとしては、中国産食品の安全性の問題や異物混入問題、食品偽装問題など、食の安心・安全に関する消費者の意識は引き続き高い状況にあります。

E C業界を巡る動きとしては、大手E C事業者や大手流通企業が、引き続きネット・スーパー事業強化に取り組む中で、一部ではネット・スーパー事業からの撤退を決める事業者も出るなど、競争環境に変化が見られます。

このような環境を背景に、当社では成長市場である食品E C市場におけるOisixブランドの確立や、高付加価値食品分野における独自性・競争優位性の確立に取り組んでまいりました。

具体的には、SEO (Search Engine Optimization 検索エンジン最適化) ・SEM (Search Engine Marketing 検索エンジンマーケティング) の強化やFacebook等のSNSを活用した顧客開拓、お客様の嗜好や属性に合わせたWebページ作成による顧客転換率の向上を図るほか、イベント等を通じた対面での勧誘を強化することにより、主力サービスである定期宅配サービス「おいしくすくらぶ」への集客に引き続き注力いたしました。

また、高付加価値ブランド食品の取り扱い拡大や、単品定期購買サービスの強化等により、購入単価の向上に取り組むほか、スマートフォン対応の強化など、お客様により便利にお買い物していただくためのサービス改善にも注力いたしました。

併せて、プレミアム時短サービス「KitOisix」の出荷量の増加への対応として、平成27年7月に製造工場を新設して製造の効率化を進めるとともに、平成27年11月には、増加する出荷量及び出荷形態に対応して新物流センターを稼働させ、業務効率・コスト効率の改善、サービスレベルの向上にも取り組んでまいりました。

これらの結果、当事業年度の業績は売上高20,158,532千円(前期比11.6%増)、営業利益774,202千円(前期比19.3%増)、経常利益806,373千円(前期比20.6%増)、当期純利益は538,579千円(前期比55.1%増)となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は304,794千円で、その主なものは販売管理システムの改修であります。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度において、当社は総額45,388千円の資金調達を実施いたしました。その内容は、新株予約権の権利行使に伴う新株式の発行によるものであります。

また、当事業年度において、当社は総額495,720千円の自己株式を取得いたしました。その内容は、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)によるものであります。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 16 期<br>(平成25年3月期) | 第 17 期<br>(平成26年3月期) | 第 18 期<br>(平成27年3月期) | 第 19 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 14,575,971           | 15,909,475           | 18,060,465           | 20,158,532                      |
| 経 常 利 益(千円)    | 733,603              | 775,354              | 668,712              | 806,373                         |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 339,063              | 436,879              | 347,327              | 538,579                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 72.09                | 78.27                | 59.74                | 90.26                           |
| 総 資 産(千円)      | 4,712,378            | 5,690,394            | 6,331,519            | 6,803,306                       |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 当社は、平成24年11月12日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第16期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は以下のとおりです。

#### ①更なる成長に向けた競争優位の確立

当社の主力事業であるEC事業を取り巻く環境としては、既存流通大手などによるネットスーパーの本格展開や安全性に配慮した食品への取り組み強化など、潜在的な市場規模が拡大する一方で競合も激化する傾向にあります。

このような中、当社としては創業来の主力事業であるEC事業の競争優位確立を最優先課題とし、「顧客基盤の拡大」や「商品の付加価値向上」等の施策を着実かつスピーディーに実行してまいります。

#### (顧客基盤の拡大)

今後市場規模の拡大が見込まれる食品EC分野においては、いち早く顧客基盤を拡大しマーケットでのプレゼンスを高めることが重要と考えております。

このため、これまでの取り扱い商品の安心・安全に加えて、手軽さや利便性の高さを追求し、それを販促活動等を通じて積極的に伝達することで顧客基盤の更なる拡大を図り、より幅広いお客様に継続的にご利用いただけるサービスを目指してまいります。

#### (商品の付加価値向上)

これまでの生産農家や産地との緊密な関係に基づく良質な商品の発掘や目利きに加え、調達した商品に対する加工・製造機能を強化することで、よりオリジナリティや付加価値の高い商品の開発を推進してまいります。

また最近の機能性表示食品の制度化等に対応して、ヘルスケア領域の中長期的な拡大に向けた研究開発にも取り組んでまいります。

(事業インフラの整備)

今後の顧客基盤の拡大に当たっては、調達・出荷梱包・配送などの物流面の事業インフラのキャパシティ拡大に加え、加工・製造機能の強化が必須であり、中長期的な視点からこれら事業インフラへの投資を実行してまいります。

②新規事業の育成・新規市場の開拓

主力事業であるEC事業を補完するために、あるいは将来の成長の種となるオポチュニティをいち早く捉えるために、ソリューション事業などの新規事業の育成や、シニアや海外などの新規市場の開拓に積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

インターネットを通じた一般消費者への特別栽培農産物、無添加加工食品など安全性に配慮した食品・食材の販売

(6) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

本社 : 東京都品川区東五反田一丁目13番12号  
物流センター : 神奈川県海老名市今里三丁目26番11号

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 210名 | 18名増   | 34.1歳 | 4.67年  |

(注) 上記のほか、479名の臨時使用人がおります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 17,852,800株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,067,288株  |
| (3) 株主数      | 7,086名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                                  | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------|------------|---------|
| 高 島 宏 平                                | 1,151,000株 | 19.85%  |
| 株式会社リクルートホールディングス                      | 662,000    | 11.42   |
| BNYM TREATY DTT 10                     | 387,200    | 6.68    |
| STATE STREET BANK<br>AND TRUST COMPANY | 210,767    | 3.64    |
| ザ バンク オブ ニューヨーク<br>1 3 3 5 2 4         | 182,100    | 3.14    |
| 堤 祐 輔                                  | 162,000    | 2.79    |
| 古 府 裕 雅                                | 150,000    | 2.59    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 )  | 138,000    | 2.38    |
| BANQUE PICTET AND CIE SA               | 79,833     | 1.38    |
| 長 谷 川 哲 也                              | 72,000     | 1.24    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を270,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持ち株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は146,964株増加しております。
4. 株主数は前期末比で387名減少しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                           | 第 2 回 新 株 予 約 権                           |          |          |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|----------|----------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 平成16年 3 月 22 日                            | 平成18年 2 月 6 日                             |          |          |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 65個                                       | 320個                                      |          |          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 26,000株<br>(新株予約権 1 個につき<br>400株)    | 普通株式 128,000株<br>(新株予約権 1 個につき<br>400株)   |          |          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |          |          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>100,000円<br>(1 株当たり 250円) | 新株予約権 1 個当たり<br>150,000円<br>(1 株当たり 375円) |          |          |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 平成17年 4 月 1 日から<br>平成30年 3 月 25 日まで       | 平成19年 6 月 29 日から<br>平成32年 6 月 27 日まで      |          |          |
| 行 使 の 条 件              |                     | 注 2、3、10                                  | 注 4、5、10                                  |          |          |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                                   | 65個                                       | 新株予約権の数  | 320個     |
|                        |                     | 目的となる株式数                                  | 26,000株                                   | 目的となる株式数 | 128,000株 |
|                        |                     | 保有者数                                      | 1名                                        | 保有者数     | 1名       |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数                                   | 一個                                        | 新株予約権の数  | 一個       |
|                        |                     | 目的となる株式数                                  | 一株                                        | 目的となる株式数 | 一株       |
|                        |                     | 保有者数                                      | 一名                                        | 保有者数     | 一名       |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数                                   | 一個                                        | 新株予約権の数  | 一個       |
|                        |                     | 目的となる株式数                                  | 一株                                        | 目的となる株式数 | 一株       |
|                        |                     | 保有者数                                      | 一名                                        | 保有者数     | 一名       |

|                        |                     | 第 3 回 新 株 予 約 権                             | 第 4 回 新 株 予 約 権                             |
|------------------------|---------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 平成18年11月20日                                 | 平成20年 4 月 7 日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 163個                                        | 364個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 65,200株<br>(新株予約権1個につき<br>400株)        | 普通株式 36,400株<br>(新株予約権1個につき<br>100株)        |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり<br>150,000円<br>(1株当たり 375円)      | 新株予約権1個当たり<br>40,000円<br>(1株当たり 400円)       |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 平成20年6月28日から<br>平成28年6月26日まで                | 平成21年7月1日から<br>平成29年6月30日まで                 |
| 行 使 の 条 件              |                     | 注4、6、10                                     | 注4、7、10                                     |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 163個<br>目的となる株式数 65,200株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 364個<br>目的となる株式数 36,400株<br>保有者数 2名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        |

|                        |                     | 第 5 回 新 株 予 約 権                             |
|------------------------|---------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 平成21年 5 月 7 日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 315個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 31,500株<br>(新株予約権 1 個につき<br>100株)      |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>40,000円<br>(1 株当たり 400円)    |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 平成22年 7 月 1 日から<br>平成30年 6 月 30 日まで         |
| 行 使 の 条 件              |                     | 注 8、9、10                                    |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 315個<br>目的となる株式数 31,500株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        |

- (注) 1. 平成18年11月25日開催の取締役会決議により、平成18年11月26日付で普通株式 1 株を 4 株、平成21年 6 月 15 日開催の取締役会決議により、平成21年 7 月 1 日付で普通株式 1 株を25株、平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式 1 株を 4 株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員の地位にあることを要し、更に従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。
3. 当社株式公開日から起算して 2 年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1 年目は30%、2 年目は60%を上限と

- する。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
4. 新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役、監査役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、更に従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
  5. 当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成19年6月29日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
  6. 当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成20年6月29日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
  7. 当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成21年7月1日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
  8. 新株予約権の割当を受けた時点で当社グループの取締役、監査役、従業員又は入社予定者であった者は、権利行使時においても当社グループの取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、更に当社従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
  9. 当社グループの取締役、監査役又は従業員においては、平成22年7月1日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
  10. その他の条件は、付与についてのそれぞれの株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                             |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 高 島 宏 平 | 株式会社ごちまる代表取締役<br>一般社団法人東の食の会代表理事<br>Oisix Hong Kong Co., Ltd. 董事         |
| 取 締 役     | 堤 祐 輔   | 執行役員<br>E C 事業本部本部長                                                      |
| 取 締 役     | 小 崎 宏 行 | 執行役員<br>人材企画本部本部長兼管理本部本部長<br>株式会社ごちまる監査役<br>Oisix Hong Kong Co., Ltd. 監事 |
| 取 締 役     | 花 田 光 世 | 慶應義塾大学名誉教授<br>一般財団法人SFCフォーラム代表理事<br>株式会社コーポレートユニバーシティプラットフォーム代表取締役       |
| 取 締 役     | 牛 田 圭 一 | 株式会社リクルートライフスタイル執行役員<br>株式会社ごちまる取締役<br>株式会社ロイヤリティマーケティング社外取締役            |
| 取 締 役     | 田 中 仁   | 株式会社ジェイアイエヌ代表取締役<br>株式会社ブランドニューデイ代表取締役                                   |
| 常 勤 監 査 役 | 中 村 眞   |                                                                          |
| 監 査 役     | 諸 江 幸 祐 | 株式会社いとはんジャパン代表取締役<br>株式会社YUMEキャピタル代表取締役                                  |
| 監 査 役     | 中 町 昭 人 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー                                                   |

- (注) 1. 取締役花田光世氏、取締役牛田圭一氏及び取締役田中仁氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役中村眞氏、監査役諸江幸祐氏及び監査役中町昭人氏は、社外監査役であります。  
 3. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。
- ①代表取締役社長高島宏平氏は、平成27年10月1日付でOisix Hong Kong Co., Ltd. の董事に就任いたしました。
  - ②取締役小崎宏行氏は、平成27年4月1日付で、総合企画本部本部長から人材企画本部本部長兼管理本部副本部長に就任し、平成27年7月1日付で人材企画本部本部長兼管理本部本部長に就任いたしました。
  - ③取締役小崎宏行氏は、平成27年10月1日付でOisix Hong Kong Co. Ltd. の監事に就任いたしました。

4. 常勤監査役中村眞氏は、わが国を代表する上場優良企業の常勤監査役の経験のほか、国内外で財務経理部門を中心とした管理部門での豊富なキャリアを有しております。
5. 当社は取締役花田光世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

| 区分                         |                  | 支給人員       | 支給額                    | 摘要                                         |
|----------------------------|------------------|------------|------------------------|--------------------------------------------|
| 定款又は<br>株主総会<br>に基づく<br>報酬 | 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名) | 84,117千円<br>(5,250千円)  | 株主総会決議(平成24年6月21日)による取締役報酬限度額(年額)300,000千円 |
|                            | 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 13,680千円<br>(13,680千円) | 株主総会決議(平成24年6月21日)による監査役報酬限度額(年額)60,000千円  |
| 計                          |                  | 10名        | 97,797千円               |                                            |

- (注) 1. 当事業年度末日における取締役の人数は6名、監査役は3名であります。  
2. 取締役の支給人員は、平成27年6月24日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含み、無報酬の取締役1名を除いております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役花田光世氏は、慶應義塾大学名誉教授、一般財団法人SFCフォーラム代表理事、株式会社コーポレートユニバーシティプラットフォーム代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役牛田圭一氏は、株式会社リクルートライフスタイルの執行役員、株式会社ごちまるの取締役及び株式会社ロイヤリティマーケティングの社外取締役であります。株式会社リクルートライフスタイル及び株式会社ごちまるの親会社である株式会社リクルートホールディングスは当社の株式数の10.9%を保有する大株主であり、当社との間で資本提携を行っております。当社と株式会社リクルートライフスタイルとの間には役務提供等の取引関係があります。株式会社ごちまるは当社の関係会社であり、当社は同社との間には役務提供等の取引関係があります。
  - ・取締役田中仁氏は、株式会社ジェイアイエヌ及び株式会社ブランドニューデーの代表取締役であります。当社と株式会社ジェイアイエヌの間には物品購入の取引関係があります。
  - ・監査役諸江幸祐氏は、株式会社いとはんジャパン及び株式会社YUMEキャピタルの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役中町昭人氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                          |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 花田光世 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、人事・教育に関する学識経験者としての専門的知識や豊富な経験から適宜発言を行っております。                         |
| 取締役 牛田圭一 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、ECビジネス及び合弁会社を含む事業体の運営に関する幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。                     |
| 取締役 田中仁  | 平成27年6月24日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会において、長年の経営者としての幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。                     |
| 監査役 中村眞  | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関する幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。              |
| 監査役 諸江幸祐 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業経営及び金融を中心とした幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。          |
| 監査役 中町昭人 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業コンプライアンス及びガバナンスを中心とした幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。 |

(注) 上記のほか、書面決議を5回行っております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款第29条及び同第39条に定めており、現在当社の社外取締役及び社外監査役いずれとも当該責任限定契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                            | 報 酬 等 の 額 |
|----------------------------|-----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 19,200千円  |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,200千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬などについて会社法第399条第1項の同意を得ております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定めるほか、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、平成18年10月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、その後当該基本方針については適宜見直しを実施しております。

平成28年4月21日開催の取締役会において改定され、現在運用している内容は下記のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役は、当社企業理念の体現者として、法令及び定款並びに社内規程を遵守し、常に社会的良識を持って行動しなければならない。  
取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、全社的なコンプライアンス体制の確立に努めなければならない。  
監査役は、会社法の定めるところにより取締役会に出席するほか、取締役が主催する重要な会議に出席し意見を述べるができるものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項  
法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。  
取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
損失に関するリスク・マネジメントの観点から、各社内規程及びマニュアルにおいて該当する損失の危険の管理について定める。  
不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
毎月1回の取締役会を開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定、業務執行状況の報告を行う。

当社の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、経営会議規程に基づき、常勤取締役及び指名された者により経営会議を開催し議論を行い、業務の執行方針、重要事項の決定を行う。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
企業理念を制定し企業活動の根本理念を明確にするとともに、日常的な行動の際の根拠となる社員行動基準を定める。

使用人は、法令及び定款並びに社内規程あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、上司又は管理本部を事務局とする通報窓口へ速やかに通報しなければならない。

内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続と内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対しその結果を報告する。

- ⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

管理本部長は、当社・グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導することとする。

内部監査室は、当社グループ各社における内部監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室及びその他必要と認める部署より必要と認める人員を、監査役を補助すべき使用人として指名する。

- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から一切の指揮命令を受けない。また、監査役がその職務を補助すべき行為に基づく当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は監査役の協議に基づき決定し、取締役その他監査役以外の者からの独立性を確保する。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、監査役から報告の求めがあった場合には、報告する義務を負う。

監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約等、業務執行に係る重要な書類を閲覧することができる。

内部通報窓口の事務局は、内部通報窓口への通報状況とその処理の状況について監査役に報告する。

当社・グループ会社は、「内部通報規程」を全ての役職員に周知徹底を図り、通報者に対し、解雇その他一切のいかなる不利益な取扱いを行わない。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適切に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

この独立性と権限を確保するために、監査役監査基準において、監査役の権限を明確にするとともに、監査役は、内部監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

監査役は、職務の執行にあたり必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができ、また、当社・グループ会社は監査役から職務の執行について生ずる所要の費用について請求を受けたときは、監査役の職務の執行に必要なないと明白に認められるものを除き、速やかに精算処理する。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社・グループ会社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書制度に適切に対応するため、社内諸規程、会計基準、その他関連法令を遵守し、社内体制を整備するとともに、全ての役職員に周知徹底し、意識向上を図るとともに、当該有効性を定期的に評価する。

## ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を謳った「反社会的勢力対策についての宣言」を定めており、新規取引開始時の取引先の属性チェックなどを実施することにより、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係が発生しないよう未然防止に努めている。

また、当社・グループ会社は反社会的勢力からの接触があった場合に備えて「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、管理本部を中心にその対応に当たることを定めるほか、必要とあれば早期に顧問弁護士や警察・暴迫センターに相談し適切な措置を講ずる体制としている。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役の職務執行については、取締役会が法令、定款及び各種社内規程に従い、自ら率先して行動し、遵法やリスク管理に対応しております。

監査役は、取締役会や経営会議への出席を通じて、また会計監査人や内部監査室との情報交換を通じ発言をする機会を設け、当社業務の適正を確保するための体制を確認しております。

その他監査役の監査が実効的に行われるための人、費用等の体制を整えております。

使用人の職務執行については、日常的な行動の際の根拠となる社員行動基準（ハンドブック）を定め常時携帯できる形で全ての使用人に配布しております。

使用人が、法令及び各種社内規程に反する行為が行われていることを知った際の通報窓口の整備もしております。

内部監査室は、法令及び各種社内規程に則って社内の業務全般を常時監査し、社長に対しその結果を報告しております。

損失の危険の管理には、BCPマニュアルを制定し、定期的運用テストを実施しております。

財務報告の適正性を確保するため、評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

子会社の内部統制の整備は、今後親会社である当社の内部監査室が定期的に監査を行い、改善に努めて参ります。

反社会的勢力排除に向けて、新規取引先及び、既存取引先の反社会的勢力チェックを定期的に行い、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係性が発生することを未然に防止しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| (資 産 の 部)          |                  | (負 債 の 部)            |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>5,423,637</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,866,726</b> |
| 現金及び預金             | 2,717,959        | 買掛金                  | 1,352,922        |
| 売掛金                | 2,009,076        | リース債務                | 1,081            |
| 商品及び製品             | 336,069          | 未払金                  | 1,047,881        |
| 仕掛品                | 2,470            | 未払費用                 | 104,428          |
| 原材料及び貯蔵品           | 27,796           | 未払法人税等               | 168,880          |
| 未収入金               | 290,390          | 未払消費税等               | 49,152           |
| 前渡金                | 12,353           | 前受金                  | 27,239           |
| 前払費用               | 48,944           | 預り金                  | 16,156           |
| 繰延税金資産             | 73,709           | 前受収益                 | 9,287            |
| その他                | 640              | ポイント引当金              | 87,856           |
| 貸倒引当金              | △95,774          | その他                  | 1,838            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,379,668</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>69,504</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>480,554</b>   | リース債務                | 679              |
| 建物                 | 198,653          | 長期前受収益               | 2,778            |
| 機械及び装置             | 237,962          | 資産除去債務               | 66,046           |
| 工具、器具及び備品          | 42,328           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>2,936,230</b> |
| リース資産              | 1,609            | (純資産の部)              |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>497,590</b>   | <b>株 主 資 本</b>       | <b>3,867,075</b> |
| のれん                | 18,354           | 資本金                  | 909,253          |
| 商標権                | 167              | 資本剰余金                | 663,938          |
| ソフトウェア             | 390,354          | 資本準備金                | 663,938          |
| ソフトウェア仮勘定          | 85,213           | 利益剰余金                | 2,789,602        |
| その他                | 3,500            | その他利益剰余金             | 2,789,602        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>401,524</b>   | 繰越利益剰余金              | 2,789,602        |
| 投資有価証券             | 149,968          | 自己株式                 | △495,720         |
| 関係会社株式             | 56,120           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>3,867,075</b> |
| 繰延税金資産             | 35,989           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>6,803,306</b> |
| 敷金及び保証金            | 159,446          |                      |                  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>6,803,306</b> |                      |                  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 20,158,532 |
| 売 上 原 価                 | 10,297,968 |
| 売 上 総 利 益               | 9,860,563  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 9,086,360  |
| 営 業 利 益                 | 774,202    |
| 営 業 外 収 益               |            |
| 受 取 利 息                 | 504        |
| 受 取 配 当 金               | 4,230      |
| 受 取 補 償 金               | 6,371      |
| 資 材 リ サ イ ク ル 収 入       | 5,097      |
| そ の 他                   | 18,083     |
| 営 業 外 費 用               |            |
| 支 払 利 息                 | 27         |
| 株 式 交 付 費               | 1,839      |
| そ の 他                   | 248        |
| 経 常 利 益                 | 806,373    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 806,373    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 268,110    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △315       |
| 当 期 純 利 益               | 538,579    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から）  
（平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

|           | 株 主 資 本 |         |                                    |          |                | 純資産合計     |
|-----------|---------|---------|------------------------------------|----------|----------------|-----------|
|           | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金                              | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 |           |
|           |         | 資本準備金   | その他利益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 |          |                |           |
| 当 期 首 残 高 | 885,918 | 640,631 | 2,251,023                          | —        | 3,777,573      | 3,777,573 |
| 当 期 変 動 額 |         |         |                                    |          |                |           |
| 株式の発行     | 23,335  | 23,307  |                                    |          | 46,642         | 46,642    |
| 当期純利益     |         |         | 538,579                            |          | 538,579        | 538,579   |
| 自己株式の取得   |         |         |                                    | △495,720 | △495,720       | △495,720  |
| 当期変動額合計   | 23,335  | 23,307  | 538,579                            | △495,720 | 89,501         | 89,501    |
| 当 期 末 残 高 | 909,253 | 663,938 | 2,789,602                          | △495,720 | 3,867,075      | 3,867,075 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 子会社株式及び関連会社株式      | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券（市場価格のないもの） | 移動平均法による原価法 |

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3年～21年 |
| 機械及び装置    | 2年～12年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～15年 |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、のれんについては、5年間で均等償却しております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

##### ② ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

## 3. 貸借対照表等に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額 270,541千円

### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 4,580千円

短期金銭債務 8,294千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 68,356千円

営業取引以外の取引による取引高 574千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,920,324株  | 146,964株   | 一株         | 6,067,288株 |

(注) 普通株式の発行済株式数の増加146,964株は、新株予約権の権利行使による株式の発行によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 一株          | 270,000株   | 一株         | 270,000株   |

(注) 普通株式の自己株式数の増加270,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 403,348株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|         |          |
|---------|----------|
| ポイント引当金 | 27,112千円 |
| 貸倒引当金   | 29,556千円 |
| 未払事業税   | 12,697千円 |
| 未払事業所税  | 1,502千円  |
| 減損損失    | 26,941千円 |
| 減価償却超過額 | 619千円    |
| 資産除去債務  | 20,381千円 |
| 関連会社株式  | 43,204千円 |
| その他     | 4,512千円  |

小計 166,527千円

評価性引当額 △43,204千円

繰延税金資産合計 123,323千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △13,624千円

繰延税金負債合計 △13,624千円

繰延税金資産の純額 109,699千円

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、事業活動に必要な資金は原則として自己資金による方針としております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、適時財政状態及び経営成績の把握を行っております。

なお、デリバティブは利用しない方針としております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 貸借対照表計上額    | 時 価         | 差 額 |
|------------|-------------|-------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 2,717,959   | 2,717,959   | —   |
| (2) 売掛金    | 2,009,076   |             |     |
| 貸倒引当金      | △95,774     |             |     |
|            | 1,913,301   | 1,913,301   | —   |
| (3) 未収入金   | 290,390     | 290,390     | —   |
| (4) 買掛金    | (1,352,922) | (1,352,922) | —   |
| (5) 未払金    | (1,047,881) | (1,047,881) | —   |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 売掛金及び(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、信用リスク(貸倒引当金)を反映した時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 買掛金及び(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 投資有価証券(貸借対照表価額149,968千円)及び関係会社株式(貸借対照表価額56,120千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載対象に含めておりません。

8. 持分法損益等に関する注記

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 関連会社に対する投資の金額      | 48,000千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | 18,969千円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 3,377千円  |

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種 類      | 氏 名  | 議 決 権 等 の 有 所 ( 被 所 有 ) 割 合 | 関 連 当 事 者 と の 係 関 | 取 引 内 容              | 取 引 金 額 ( 千 円 ) | 科 目 | 期 末 残 高 ( 千 円 ) |
|----------|------|-----------------------------|-------------------|----------------------|-----------------|-----|-----------------|
| 役員及び主要株主 | 高島宏平 | 所有 直接 19.9%                 | 当社代表取締役社長         | 新株予約権の権利行使<br>(注)1、2 | 20,300          | —   | —               |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 平成15年3月26日の臨時株主総会の決議により発行した新株予約権の権利行使条件に基づく行使であります。
2. 取引金額は、権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 667円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 90円26銭  |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

オイシックス株式会社  
取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 武井雄次 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 長塚弦  | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オイシックス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月26日

オイシックス株式会社 監査役会

常勤監査役 中 村 眞 ⑩

社外監査役 諸 江 幸 祐 ⑩

社外監査役 中 町 昭 人 ⑩

(注) 監査役中村眞、監査役諸江幸祐及び監査役中町昭人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> | <p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> |
| <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> | <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>                    |

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | たかしま こうへい<br>高島 宏平<br>(昭和48年8月15日) | 平成9年5月 有限会社コーヘイ（現当社）設立 代表取締役<br>平成10年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インクジャパン入社<br>平成12年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成22年9月 株式会社ごちまる代表取締役（現任）<br>平成23年6月 一般社団法人東の食の会代表理事（現任）<br>平成27年10月 Oisix Hong Kong Co., Ltd. 董事（現任） | 1,151,000株 |
| 2     | つつみ ゆうすけ<br>堤 祐輔<br>(昭和53年3月22日)   | 平成9年6月 有限会社コーヘイ（現当社）入社<br>平成11年10月 当社取締役<br>平成18年6月 当社取締役 EC事業部長<br>平成20年7月 当社取締役執行役員 事業本部本部長<br>平成24年4月 当社取締役執行役員 EC事業本部本部長（現任）                                                                     | 162,000株   |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | おざきひろゆき<br>小崎宏行<br>(昭和27年10月14日) | 昭和50年4月 株式会社ダイエー入社<br>平成8年6月 同社商品計画本部長<br>平成15年4月 同社人事本部長<br>平成18年9月 同社執行役員<br>平成18年10月 同社取締役 東日本GMS事業担当<br>平成19年3月 同社取締役 販売担当<br>平成20年7月 当社入社 顧問<br>平成20年11月 当社総合企画本部本部長<br>平成21年6月 当社取締役執行役員 総合企画本部本部長<br>平成27年4月 当社取締役執行役員 人材企画本部本部長兼管理本部副本部長<br>平成27年7月 当社取締役執行役員 人材企画本部本部長兼管理本部本部長<br>平成27年7月 株式会社ごちまる監査役(現任)<br>平成27年10月 Oisix Hong Kong Co., Ltd. 監事(現任)<br>平成28年4月 当社取締役執行役員 人材企画本部本部長(現任) | 7,500株     |
| 4     | はなだみつよ<br>花田光世<br>(昭和23年8月8日)    | 昭和49年8月 南カリフォルニア大学 Laboratory for Organizational Research and Education 研究員<br>昭和52年9月 カリフォルニア州立大学ロサンゼルス分校社会学部講師<br>昭和61年4月 産業能率大学教授<br>平成2年3月 慶應義塾大学総合政策学部教授<br>平成19年6月 当社社外取締役(現任)<br>平成26年4月 慶應義塾大学名誉教授(現任)<br>平成26年4月 一般財団法人SFCフォーラム代表理事(現任)<br>平成26年4月 株式会社コーポレートユニバーシティプラットフォーム代表取締役(現任)                                                                                                     | 1,200株     |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | うしだ けい いち<br>牛 田 圭 一<br>(昭和52年8月16日) | <p>平成13年4月 株式会社ニチレイ入社</p> <p>平成19年1月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社</p> <p>平成25年4月 株式会社リクルートライフスタイル 執行役員 ECビジネス推進室 推進室長</p> <p>平成25年4月 株式会社ごちまる取締役（現任）</p> <p>平成25年4月 株式会社やっちゃばマルシェ代表取締役</p> <p>平成25年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>平成26年12月 株式会社ロイヤリティマーケティング社外取締役（現任）</p> <p>平成28年4月 株式会社リクルートライフスタイル執行役員 ネットビジネス本部本部長（現任）</p> | 一株             |
| 6         | たなか ひとし<br>田 中 仁<br>(昭和38年1月25日)     | <p>昭和56年4月 前橋信用金庫（現しののめ信用金庫）入庫</p> <p>昭和62年4月 ジンプロダクツ設立</p> <p>昭和63年7月 有限会社ジェイアイエヌ（現株式会社ジェイアイエヌ）設立 代表取締役社長（現任）</p> <p>平成23年6月 株式会社ブランドニューデイ代表取締役社長（現任）</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役（現任）</p>                                                                                                                                    | 5,000株         |

- (注) 1. 高島宏平氏は株式会社ごちまるの代表取締役及び一般社団法人東の食の会の代表理事であり、同社及び同社団法人と当社とは役務提供等の取引関係があります。
2. 牛田圭一氏は株式会社ロイヤリティマーケティングの社外取締役であり、同社と当社とは取引関係があります。
3. 田中仁氏は株式会社ジェイアイエヌの代表取締役であり、同社と当社とは取引関係があります。
4. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 花田光世氏、牛田圭一氏及び田中仁氏は、社外取締役候補者であります。
6. (1) 花田光世氏を社外取締役候補者とした理由は、慶應義塾大学名誉教授として企業経営全般に関して幅広い知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待するためであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。
- (2) 牛田圭一氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社リクルートライフスタイルの執行役員であり、ネットビジネス本部の責任者として合弁会社を含む事業体の運営全般に関して幅広い知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待するためであります。
- (3) 田中仁氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社ジェイアイエヌの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言及び意見を期待するためであります。
7. 花田光世氏、牛田圭一氏及び田中仁氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって花田光世氏が9年、牛田圭一氏が3年、田中仁氏が1年となります。
8. 牛田圭一氏は、株式会社ロイヤリティマーケティングの社外取締役であり、当社は同社と取引がありますが、当社の販売費及び一般管理費にしめる割合は0.1%未満であります。当社として株式会社ロイヤリティマーケティングとの取引は軽微であり、社外取締役の選任にあたっては、問題ない水準と認識しております。
9. 田中仁氏は、株式会社ジェイアイエヌの代表取締役であり、当社は同社と取引がありますが、当社の販売費及び一般管理費にしめる割合は0.1%未満であります。当社として株式会社ジェイアイエヌとの取引は軽微であり、社外取締役の選任にあたっては、問題ない水準と認識しております。
10. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款第29条に定めております。当社は、花田光世氏、牛田圭一氏及び田中仁氏との間でこの損害賠償責任を限定する契約を締結しており、花田光世氏、牛田圭一氏及び田中仁氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
11. 当社は、花田光世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏及び田中仁氏が再任された場合には、当社は両氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | なかむら まこと<br>中村 眞<br>(昭和21年5月31日)  | 昭和46年4月 株式会社小松製作所入社<br>平成9年7月 Komatsu America Corp. (米州統括会社) 社長<br>平成13年6月 株式会社小松製作所 執行役員 国際事業本部長<br>平成14年4月 同社 執行役員 E-Komatsu推進本部長<br>平成16年6月 同社 常勤監査役<br>平成21年10月 当社常勤監査役 (現任)                             | 一株         |
| 2     | もろえ ゆきひろ<br>諸江 幸祐<br>(昭和30年7月18日) | 昭和54年3月 ジャスコ株式会社 (現 イオン株式会社) 入社<br>昭和60年11月 野村証券株式会社入社<br>昭和63年7月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社<br>平成10年11月 同社マネージング・ディレクター<br>平成20年8月 株式会社いとはんジャパン設立 代表取締役 (現任)<br>株式会社YUMEキャピタル設立 代表取締役 (現任)<br>平成21年6月 当社社外監査役 (現任) | 1,200株     |

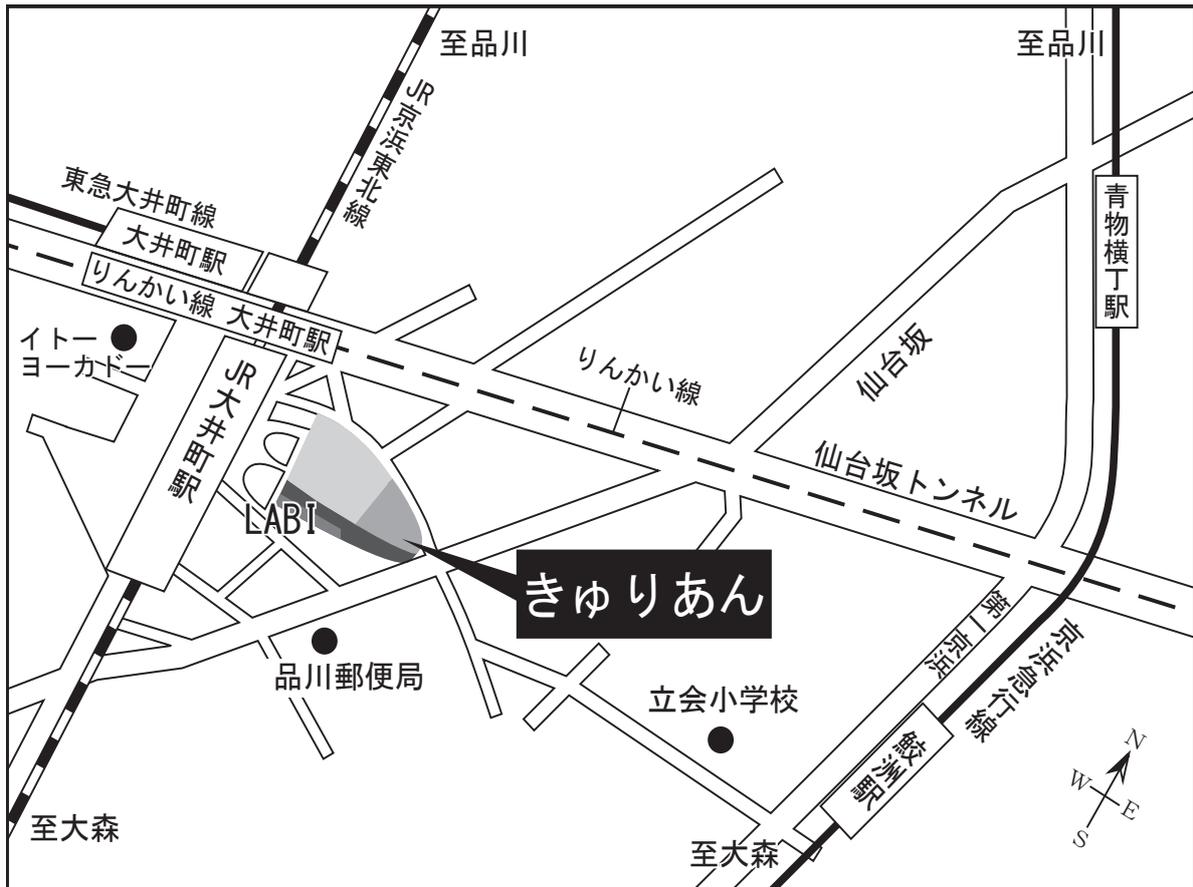
| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | なかまち あきひと<br>中町 昭人<br>(昭和43年5月7日) | 平成5年4月 弁護士登録・森綜合法律事務所<br>(現 森・濱田松本法律事務所)<br>入所<br>平成11年10月 米国Wilson Sonsini Goodrich<br>& Rosati入所<br>平成15年10月 米国Kirkland & Ellis LLP入所<br>平成17年1月 同所パートナー<br>平成21年7月 アンダーソン・毛利・友常法律<br>事務所入所 同所パートナー<br>(現任)<br>平成26年6月 当社社外取締役(現任) | 一株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村眞氏、諸江幸祐氏及び中町昭人氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款第39条に定めております。当社は、中村眞氏、諸江幸祐氏及び中町昭人氏との間でこの損害賠償責任を限定する契約を締結しており、中村眞氏、諸江幸祐氏及び中町昭人氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. (1) 中村眞氏は、我が国を代表する上場優良企業の常勤監査役及び同海外子会社の経営者の経験のほか、国内外での財務部門を中心とした管理部門での豊富なキャリアを有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 諸江幸祐氏は、外資系証券会社における小売・流通分野のアナリストとして長年の経験を有しており、企業金融や小売・流通分野に関する幅広い知見を有していることから、それらの経験知識を社外監査役として当社の監査に活かしていただくと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (3) 中町昭人氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 中村眞氏、諸江幸祐氏及び中町昭人氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって中村眞氏が6年9カ月、諸江幸祐氏が7年、及び中町昭人氏が2年となります。
6. 当社は、中村眞氏、諸江幸祐氏及び中町昭人氏が再任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区東大井五丁目18番1号  
きゅりあん（品川区立総合区民会館）  
1階 小ホール  
TEL 03-5479-4100



交通 JR京浜東北線・東急大井町線・りんかい線 …… 大井町駅 徒歩約1分

◎駐車場のご用意をしておきませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。